

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

### ◇告示

農業及び生活改良普及員の駐在地区等  
大字の廃止及び町の設置  
土地の公用廃止  
建設業者の変更登録  
乳牛の検査実施  
医療機関の指定  
国民健康保険法に基く条例変更認可  
公共測量の実施  
計量器定期検査日程の一部変更  
指定医療機関の名称変更  
右の 廃止  
食糧事務所出張所の名称変更

### ◇雑報

## 告示

鳥取県告示第四百五十二号

鳥取県農業改良普及員及び生活改良普及員が駐在する地区の区分並びにその本拠地を昭和二十九年九月一日別表のとおり定め昭和二十九年六月鳥取県告示第二百九十号は廃止する。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 別表

市町村名	同上市町村の地区の区分	地区の本拠地
福部村、岩美町	岩美東部	岩美郡岩美町浦富
大成村、宇倍野村、津ノ井村、米里村	岩美西部	岩美郡宇倍野村町
鳥取市（前の鳥取市、面影村、倉田村、千代水村、湖山村、末恒村）	鳥取市東部	鳥取市吉成
鳥取市（前の大正村、美穂村、大和村、東郷村、神戸村、豊実村、松保村、明治村、大郷村、吉岡村）	鳥取市西部	鳥取市古海
那家町、船岡町、都村、下私都村	中私	八頭郡那家町那家
	八頭中央	八頭郡那家町那家

安部村、八東村、丹比	八頭東部	八頭郡丹比村北山
村、若櫻町		
国英村、河原町、八上	八頭西部	八頭郡用ヶ瀬町用
村、西郷村、散岐村、		ヶ瀬
大村、用ヶ瀬町、佐治		
村、社村		
智頭町	智頭	八頭郡智頭町智頭
智長		
宝木村、逢坂村、勝谷	気高	気高郡浜村町浜村
村、小鷲河村、鹿野町		
瑞穂村、浜村町、酒ノ		
津村、青谷町、日置村		
羽合町、東郷町、泊村	北	倉吉市福庭(暫定)
灘手村、北条町、栄村	由良川	東伯郡大誠村瀬戸
由良町、大誠村		
三朝町	三朝	東伯郡三朝町本泉
東伯町、赤碓町、下中	船山	東伯郡東伯町八橋
山村、上中山村		
倉吉市(前の倉吉町、	倉吉第一	倉吉市福庭
上北条村、上井町、西		
倉吉市(前の小鴨村、	倉吉第二	倉吉市中河原
上小鴨村、高城村、北		
谷村)関金町		
名和町、逢坂村	汗東	西伯郡名和町御米屋

淀江町、宇田川村、高	汗西	西伯郡淀江町淀江
麗村、所子村、大山村		
大幡村、栗村、春日村	箕蚊屋	西伯郡大高村尾高
大高村、日吉津村、大		
和村		
天津村、大國村、法勝	西伯南部	西伯郡手間村天万
寺村、上長田村、東長		
田村、賀野村、手間村		
幡郷村		
米子市(前の米子市、	米子	米子市加茂町
巖村、成実村)		
米子市(前の彦名村、	弓	境町中浜
崎津村、夜見村、富益		
村、和田村、大篠津		
村)境町		
溝口町、八郷村、根雨	口日野	日野郡根雨町根雨
町、江府町		
黒坂町、大宮村、阿毘	奥日野	日野郡日野上村生
條村、山上村、多里村		
福栄村、石見村、日野		
上村		

鳥取県告示第四百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十

条第一項の規定により、昭和二十九年八月十日から西伯郡境港町において、次のとおり従前の外江町外一箇村のそれぞれの区域及び従前の渡村外二箇村の区域内の大字の区域を廃止し、その区域に町を設置した旨境港町長職務執行者から届出があつた。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西尾愛治

旧町村名	旧大字又は町の名称	新町名
渡村	大字渡	渡町
	大字森岡	森岡町
外江町		外江町
境町		岬町
		花町
		東雲町
		入船町
		東本町
		朝日町

相生町	相生町
中町	中町
末広町	末広町
本町	本町
栄町	栄町
日ノ出町	日ノ出町
松ヶ枝町	松ヶ枝町
京町	京町
明治町	明治町
馬場崎町	馬場崎町
大正町	大正町
彌生町	彌生町
浜ノ町	浜ノ町
米川町	米川町
蓮池町	蓮池町
上道村	上道町
余子村	中野町
	大字中野
	大字福定

大字竹内 竹内町  
 大字高松 高松町  
 大字新屋 新屋町  
 大字小篠津 小篠津町  
 大字佐斐神 佐斐神町

鳥取県告示第四百五十四号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 気高郡鹿野町大字鹿野字出合一、一一九番地先

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (は)第一二〇号 昭和二十八年 山口電業株式会社  
 十一月十九日

主たる営業所所在地

鳥取市元魚町二丁目三

申請者氏名

(新) 上田 雅隆  
 (旧) 常田 雅雄

河川敷八二九、九五平方米  
 (関係図面は土木部管理課に保存)

鳥取県告示第四百五十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に、昭和二十九年八月十九日変更登録した。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百五十六号

次のように結核病、ブルセラ病の検査を実施するので家

を命ずる。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病の予防のため

二 実施区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病——搾乳の用に供し又は供する目的で飼養して雌牛並びにこれらと同一施設内で飼養している牛

四 実施期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

結核病——ツベルクリン皮内反応  
 ブルセラ病——ブルセラ急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月十三日	西伯郡名和町	同上
九月十四日	"	"
九月十五日	"	"

二十一日 大山村

二十二日 所子村

二十七日 淀江町

二十八日 高麗村

二十九日 逢坂村

十月四日 名和町

五日 宇田川村

六日 逢坂村

七日 名和町

八日 宇田川村

九月十三日 気高郡青谷町 青谷町

九月十四日 日置村 逢坂村

九月十五日 小鷲河村 逢坂村

" 瑞穂村 勝谷村

" 鹿野村 勝谷村

" 勝谷村 勝谷村

" 瑞穂村 勝谷村

" 鹿野村 勝谷村

鳥取県告示第四百五十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九  
条の規定による医療機関を次のように指定する。

名 称	診療科名	所 在 地
赤碕国民健康保険直営以西診療所	内科、外科	東伯郡赤碕町大字宝木三一六番地
松本齒科医院 松本喜久枝	齒科	東伯郡三朝町大字今泉六二五ノ二
羽合町国民健康保険直営診療所	内科、外科、眼科、放射線科	東伯郡羽合町字久留一、九五二
石原医院 高野正明	内科、外科、産婦人科	日野郡多里村萩原
吉田医院 吉田倭子	齒科	米子市和田町一、八〇八

鳥取県告示第四百五十八号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法  
（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定  
に基く条例変更を認可した。

- 昭和二十九年九月七日
- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 国民健康保険を行つてゐる町
- 一 認可年月日

昭和二十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

東伯郡羽合町

昭和二十九年七月二十四日

鳥取県告示第四百五十九号

電信電話地図作成に伴い次のとおり公共測量を実施する  
旨中国電気通信局長から通知を受けた。

- 昭和二十九年九月七日
- 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百六十号

昭和二十九年九月三日鳥取県告示第四百四十八号をもつ  
て公示した岩美郡の計量器定期検査の期日及び場所を次  
のように変更する。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

測量地域	西伯郡境港町
一 測量期間	自昭和二十九年九月中旬 至同 年九月下旬

検査月日 検査区域 検査場所

九月十日 岩美郡津ノ井村 津ノ井村農業協同組合を  
検査区域 検査場所

九月二十八日 岩美郡津ノ井村 津ノ井小学校 に変更  
する。

（検査時間は、さきの告示のとおり）

鳥取県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九  
条の規定による指定医療機関中次のように名称変更の届  
出があつた。

昭和二十九年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧 名	新 名
二部村国民健康保険直 営診療所	溝口町国民健康保険 直営二部診療所
日光村国民健康保険直 営診療所	溝口町国民健康保険 直営日光診療所

鳥取県告示第四百六十二号

昭和二十五年十一月七日鳥取県告示第五百五十三号をも  
つて公示した生活保護法（昭和二十五年法律第四百四  
号）第四十九条による指定医療機関中次のとおり廃止届  
があつた。

- 昭和二十九年九月七日
- 鳥取県知事 西 尾 愛 治

